
第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定開設者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和5年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和5年度中、接続協定等に関する細目に係る裁定について総務大臣からの諮問が1件あり、令和6年3月31日現在、委員会において審議中である。

事案	諮問	処理状況
諮問第12号	令和6年3月22日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

(1) 当事者

- ・株式会社NTTドコモ（申請者）
- ・C o l tテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）

(2) 申請の理由

コルトの音声通話サービスに係る接続料に関し、協議が不調のため

(3) 裁定を求める事項

コルトのISDN及びIP電話の区分ごとに適用される役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の元における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定を求める。

3 勧告

令和5年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

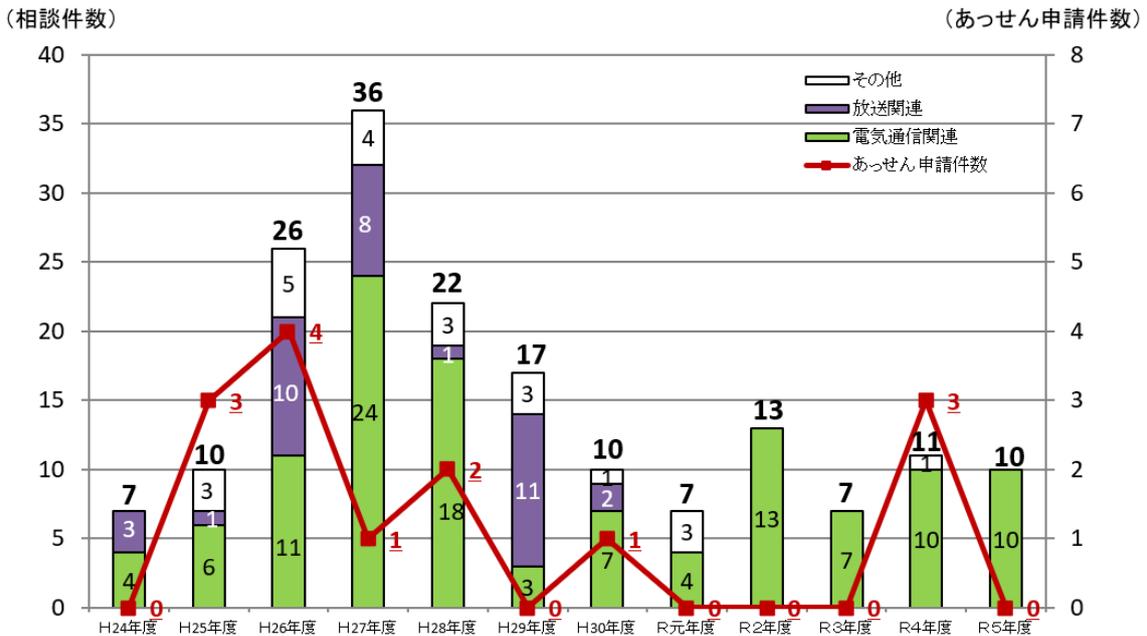
4 事業者等相談窓口における相談

令和5年度においては、事業者等相談窓口において、10件の相談及び問合せを受けた（令和4年度は11件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 接続に関する費用負担	3件
② 卸電気通信役務の提供	3件
③ 手続きの照会	2件
④ その他電気通信に係る契約	2件
計	10件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数（平成24年度～令和5年度）



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが3件、他の相談窓口を紹介することとなったものが3件、手続きに関する説明を行ったものが1件、その他が3件となっている。